

高齢者の世帯的状況

山本千鶴子

1 目的

人口高齢化の中で、急増する高齢者がどのような世帯的状況で生活するかはきわめて重要な問題である。

これまで、人口問題研究所は将来人口の推計を行なってきた。そこで、今回は将来の高齢者の世帯的状況について、検討がなされたいくつかの研究を、その方法および資料の面から整理を行なった。

本稿で検討を行なう論文は、以下の3つである。（1）森岡清美「高齢化社会における家族の構造と機能」『社会福祉研究』第19号、1976年10月、財団法人鉄道弘済会。（2）清水浩昭「『老人世帯』および同居、別居老人の予測」『老齢化社会の統計的基礎研究』、1979年2月、財団法人統計研究会。（3）三浦文夫・小林良二「要介護老人数と介護に必要なサービス・マンパワーの将来推計—ねたきり老人およびひとりぐらし老人の場合」『老齢化社会の統計的基礎研究』、1979年2月、財団法人統計研究会。

これら三つの論文をとりあげた理由は、第一には、高齢者に関する将来推計をとりあげていることであり、第二には、高齢者の世帯的状況が将来どのようになるかについての見通しをとりあげているという、二つの点からである。

2 世帯的状況とは何か

世帯的状況とは、たとえば、同居の家族の有無やその家族構成等が考えられる。

人間は誰しも歳を重ねるにつれて、肉体的に老化してくる。それはもちろん、個人差があるが、高齢者は若い人達に比べて、すべての肉体的条件の低下がみられる。そして、それに伴ない、雇用者の場合は退職を契機として、また、自営業者の場合は後継者に家業を引き継ぐ等を契機として、経済的水準の低下がおこるだろう。そして、第一線で活躍していた人がそこを退くことにより、精神的な“はり”がなくなることもあるだろうし、世代の違いから若い人との意見の食違いが生じることもあるだろうし、精神的に孤立感を味わう場合も多くなってくると考えられる。

高齢化特有のこれらの条件をカバーするために、わが国では、高齢者との同居が一般的な形態となっており、「核家族世帯」化が進行してきている現在でも、高齢者の同居率はそれ程大きな変化はない（清水、1979）と指摘されている。

それでは同居、あるいは別居について、三つの論文の中で、どのように定義されているのかをみてみよう。

清水は、「核家族世帯」化が進行する中で何故に「老人世帯」の家族構成はそれ程「核家族世帯」化しないのか、また、そこに一定の地域差が生じているのかという問題をとりあげており、同居とは「子供との同居」と定義している。総理府の世論調査及び厚生省の老人実態調査、『厚生行政基礎調査』を用いて、同居率の年次変化を示している¹⁾（清水、1979、172ページ）。

森岡は、家族的世代間扶養—専ら老親にに対する子からの扶養のこと一の観点から「同居とは、親

子同一世帯をなすものである。」(森岡, 1976, 4ページ)と定義している。具体的には『国勢調査』を使用し、以下のように分類している(同上, 5ページ)。

I 同 居

1. 無配偶との同居
2. 有配偶との同居

II 別 居

1. その他の親族との同居
2. 夫婦のみの世帯
3. 単独世帯
4. 非親族世帯・準世帯

そして、「別居のうち日常的接触が可能な近い距離の別居を分居といい、日常的接触が不可能な遠方別居を散居」と定義している(4ページ)。詳しくは、総理府(1974)の調査を使って、分居および散居については「1時間以内というのは分居の距離としては遠すぎると考えられるが、かりに1時間以内を分居、以上を散居」とみなしている(同上, 8ページ)。

なお、三浦・小林は「ひとりぐらし」といっても実態としてどこまで「ひとりぐらし」であるのかはきわめて多様であるため、こうした概念の再構成について、全く断念し、既存の統計・調査資料の結果をそのまま用いざるを得ない(三浦・小林, 1979)としている。

以上の要点をまとめれば、表1のようになる。

表1 老人の同居についての内容および使用している資料

研究者名	論文題名、論文掲載書名、誌名、発行所、刊行年月	同居の内容	使用している資料
清水 浩昭	「老人世帯」および同居、別居老人の予測 『老齢化社会の統計的基礎研究』財団法人統計研究会、1979年2月。	同居とは「子供との同居」 (172ページ)	厚生省『厚生行政基礎調査』60歳以上の「高年者のいる世帯」のうち「その他の世帯」を、子供と同居している世帯とみなしている。
森岡 清美	「高齢化社会における家族の構造と機能」 『社会福祉研究』第19号、財団法人鉄道弘済会、1976年10月。	同居とは親子同一世帯をなすもの(4ページ)	総理府『国勢調査』

3 どのような結果を計算したのか

具体的な検討に入る前に、将来推計の方法についてふれると、(1) 数学的方法(直・曲線あてはめ法)、(2) 要因法、(3) 比率法の3つがある。(1)の数学的方法は、推計したいある集団の総数のみの数字が過去にさかのぼって得られる場合、過去の時系列変化に数式をあてはめ、その数式の延長上を将来のある時点の、ある集団の総数として得るという方法である。(2)の要因法は、ある集団の規模や構造に変化を与える要因ごとに将来の動向を推計し、その結果からある集団の規模を得るという方法である。又、(3)の比率法は、より大きい集団の推計値が得られること、そしてそれに対して、推計しようとする集団の比率が安定的である場合に用いられる。

次に、これらの論文はどのような結果を計算したのであろうか。この点についてふれることにするが、その際に使用した資料および方法についてもふれることにしたい。

清水については、論文の中では実際に推計を行なっていないが、経済企画庁(1967)の「老人世帯」数と老人との同居率の将来予測および総理府老人対策室の「老後生活の将来像研究委員会」の予測を引用している。そして、意識調査を使用して、同居、別居の将来像を探り、研究者等による同居、別居の将来展望を検討した結果、「2000年頃までの家族状況を考えてみると、家族構造は、それ程、急激な変化をとげないように思われる。すなわち、『婚姻家族』を基本原理とする地域では、別居を基本形態にしながら近隣別居の方向=『隠居制家族』にみられるような形態に近づいていくように思われるし、『親子家族』を基本原理とする地域では、同居を基本形態にしながら同居内容に若干の変化が生じてくることも考えられる。」(清水、1979)と述べている。

森岡は、わが国全国における親子の世代間隔に相当する30年を隔てた年齢階層の人口比を用いることによって、「1995年には親世代1人に対して子世代は1.1人、すなわち、65~69歳層は、1夫婦当たりせいぜい1組の子夫婦しかもたない。」という結果を『国勢調査』を使用して推計し、「老親扶養に関する子の負担は大きくなり、また子による扶養からはみ出す老親が著しくふえるだろう。」と述べている(森岡、1976、3~4ページ)。そして、同居型世代間扶養および分居型世代間扶養の検討を行なった結果、老親への援助がますます提供されているが、散居や子のない老人の場合は、社会的な世代間扶養のネットワークによってとらえられなければならないが、このような老人が今後、いよいよ絶対的にも相対的にもふえるだろう(森岡、1976、8ページ)と述べている。

三浦・小林は全国の(1)「ねたきり老人」、(2)ひとりぐらしの老人、(3)老人ホーム入居者、(4)家庭奉仕サービスを必要とする世帯数、(5)施設マンパワーの必要数、(6)老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)の推定必要数について、1975年~1995年まで、5年おきに将来推計を行なっている。方法は、(3)の比率法を使用し、わが国の将来推計人口は厚生省(1976)を用い、各種の比率については、(1)「ねたきり」率は、厚生省(1960, 1963, 1968, 1969~1972年)の各種実態調査を、(2)ひとりぐらしの老人世帯出現率は、厚生省『厚生行政基礎調査』を用いている。(3)老人ホーム入居者の推定において、特別養護老人ホーム入居推定率は、厚生省『社会福祉行政業務報告』を用い、過去の動向を推定ねたきり老人数で割り、推定入居率を算出し、これを考慮に入れて4種類の率を仮定した。養護老人ホームと軽費老人ホーム入居率は過去の動向を65歳以上人口で割り、最近2年間の割合を一定として将来に適用した。(4)家庭奉仕サービスを必要とする世帯の推定については、1975年の対象世帯数を要介護老人数で割り、その割合を一定として、要介護老人推計値にかけて推定している。(5)施設マン・パワーの必要数の将来推計は、特別養護老人ホームと、養護・軽費老人ホームの2つに分けて計算を行なった。特別養護老人ホームについては、最近の推移からみて、比較的増員の期待される施設職員を加味して、人員配置の想定を行ない、又、養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、養護老人ホームの基準を適用した。そして、すでに計算してある、将来の老人ホーム推定入居者数を特別養護老人ホームと養護老人ホーム・軽費老人ホーム別に施設定員50人で割り、必要施設数、合計職員数について算出した。老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)の推定必要数については、1人で受けもつ世帯数を、法律上と実際上の二つの仮定で算出している。そして要介護老人の14.6%(現行基準)に、ホームヘルパーを派遣した場合と、20%に改善した場合とを想定している。以上のような仮定を想定し、推計を行なった結果、「人口構成の高齢化の与える影響は家族構造の変化を考慮に入れない限り、『ひとりぐらし老人』よりも『ねたきり老人』の方をより多く増加させる。」と述べ、将来の子供の数は減少しているから、家族構造の変化は必至であり、行政サービス

の拡大、「コミュニティ・ケア」の包摂という体制が考えられなければならないだろうし、そうした事態が到来するのはそう遠い将来ではないと結論づけている²⁾(三浦・小林, 1979, 211ページ)。

以上のことの一覧表に整理すると、以下のとおりである。

表2 推計結果、使用した資料、方法について

研究者名	どういう結果を計算、又は使用しているか	使用した資料	方 法
清水 浩昭	経済企画庁 全国の「老人世帯」数および老人との同居率、1980~2025年まで5年おきに推計 総理府老人対策室 老後生活の将来像研究委員会 1985年の同居率の予測		
森岡 清美	全国の老親負担係数 1985, 1990, 1995年	総理府『国勢調査』	親子の世代間に相当する30年を隔てた年齢階層の人口比
三浦 文夫 小林 良二	いずれも全国について、年次は1975~95年まで5年おきに推計 (1) ねたきり老人数 (2) ひとりぐらしの老人数 (3) 老人ホーム入居者数 (4) 家庭奉仕サービスを必要とする世帯数 (5) 施設マンパワーの必要数 (6) 老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)の推定必要数	将来人口は厚生省人口問題研究所1976年 (1) 厚生省 1960, 1963, 1969~1972年 (2) 厚生省『社会福祉行政業務報告』 (3) 同上	比率法

4 まとめ

同居の定義は「子供との同居」であった。又、高齢者の世帯的状況についての将来の見通しは、家族が構造的に変化するのには長年月が必要である(清水)という立場と、その変化は必至である(三浦・小林)という2つの立場がある。

高齢者がこれまでと同じように、私的扶養で生活できるかという点については、3人の見解は一致し、これまでと同じようではないと述べている。すなわち、「親子家族」「婚姻家族」を基本にしながらも、将来においては、その亜型的な家族形態の出現が考えられる(清水), 社会的世代間扶養のネットワークでとらえられるべき老人の増加(森岡)が指摘され、行政サービスの範囲の拡大、「コミュニティ・ケア」の包摂(三浦・小林)という体制が考えられなければならないとしている。

参考文献

- 清水浩昭(1979)「『老人世帯』および同居、別居老人の予測」『老齢化社会の統計的基礎研究』、財団法人統計研究会。
- 森岡清美(1976)「高齢化社会における家族の構造と機能」『社会福祉研究』第19号、財団法人鉄道弘済会。
- 三浦文夫・小林良二(1979)「要介護老人数と介護に必要なサービス・マンパワーの将来推計—ねたきり老人およびひとりぐらし老人の場合—」『老齢化社会の統計的基礎研究』、財団法人統計研究会。
- 総理府(1974)「老親扶養に関する調査」。
- 経済企画庁(1967) 経済企画庁経済研究所編『経済分析』、第63号、大蔵省印刷局。

厚生省(1976) 厚生省人口問題研究所『日本の将来推計人口—全国男女年齢別、昭和50~125年』研究資料第213号。

厚生省(1960)『高齢者実態調査』

厚生省(1963)『高齢者実態調査』

厚生省(1968)『高年者実態調査』

厚生省(1969)

厚生省(1970)

厚生省(1971)

厚生省(1972)

}『全国老人実態調査結果報告書』

総理府(1966)『老人福祉に関する世論調査』

総理府(1969)『老後の生活に関する世論調査』

総理府(1973)『老人問題に関する世論調査』

総理府(1974)『老親扶養に関する調査』

次の点は、その後にわかったことである。

注1)『国勢調査』を使用して、「老人夫婦のみの世帯」+「老人単独世帯」+「老人非親族世帯」を、一応『別居世帯』とみなした。(316ページ、注26) 清水浩昭(1980)「人口変動と文化人類学」、高橋統一ほか共著『文化人類学の視角 伝統と現代』(299ページ~319ページ)、犀書房。

2)三浦文夫の見解は次の個所にも示されている。吉田秀夫・三浦文夫『老後の生活と保障』(286~287ページ)、1973年、家の光協会。